

要件事項	<p>＜航空/海上共通業務、海上業務＞</p> <p>関税率の決定処理の仕様変更</p>
機能概要	<p>＜変更前仕様＞</p> <p>関税率決定時の税額仮計算において、関税額算出時と同じ端数処理を行っている。</p> <p>＜変更後仕様＞</p> <p>関税率決定時の税額仮計算において、課税標準額及び計算結果の関税額に対する端数処理を行わないようにする。</p>

1. 変更内容

(A) 関税率の決定の判定の変更

「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「関税率の決定」について、低い関税率を適用するための税額比較判定を行う際に、関税額の円位未満切捨てをしないで、小数点以下も含めて無税判定をする様に見直しを行う。

(B) 業務仕様書の記載変更

各業務の業務仕様書の「関税率の決定」については、以下のとおり記述変更を行う。

＜抜粋＞

関税減免税コード欄にINN品目等に係る減免税コードの入力がある場合は、関税率を「FRE E」とする。それ以外の場合は、品目コード欄、NACCS用コード欄、原産地コード欄、原産地証明書識別欄に入力されたコード及び以下の条件により関税率を決定する。

EPA税率を適用できる場合は、EPA税率とWTO協定税率の比較を行い、低い関税率を協定税率として適用する。

なお、税率の比較にあたっては各税率を基に関税額を算出の上、関税額の比較を行い、低い税額となる税率を適用する。

比較用の関税額が同額となる場合は、以下のとおりとする。

- ① 暫定税率とWTO協定税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。
- ② 基本税率とWTO協定税率が同額の場合は、基本税率を適用する。
- ③ 暫定税率とEPA税率が同額の場合は、暫定税率を適用する。
- ④ 基本税率とEPA税率が同額の場合は、基本税率を適用する。
- ⑤ WTO協定税率とEPA税率が同額の場合は、WTO協定税率を適用する。

また、比較用の関税額算出においては、実際の関税額算出と以下の点が異なる。

- a. 従価税と従価税を比較する場合で、関税課税標準額が1,000円未満となる場合は、1,000円未満を切り捨てる前の額を課税標準として比較用の関税額を算出する。
- b. 従量税と従量税を比較する場合で、端数処理後の関税課税標準数量が0となる場合は、端数処理を行う前の数量を課税標準として比較用の関税額を算出する。
- c. 比較用の関税額算出においては、算出した比較用の関税額は小数点以下6位までとし、それ未満を切り捨てる。

2. 変更対象業務

＜オンライン業務＞

- ・ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ・ 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ・ 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ・ 「輸入申告事項登録（沖縄特免制度）（OTA）」業務
- ・ 「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）（OTA01）」業務
- ・ 「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- ・ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務
- ・ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（IVB03）」業務

3. 特記事項
特になし。

4. リリース予定日／サービス開始予定日
平成30年03月18日（日）